

届出を要しない行為

《景観法第16条第7項関係》

●通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

【景観法施行令第8条関係】

○地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

○仮設の工作物の建設等

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

○建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

◆建築物の建築等

◆工作物(当該敷地に存する建築物に附属する道路(私道を除く)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く)の建設等

◆屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(1.5m以下のものを除く)

○農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

◆建築物の建築等

◆高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

◆用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置

◆土地の開墾

●非常災害のため必要な応急措置として行う行為